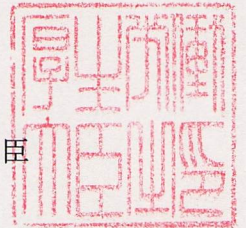


## 行政文書不開示決定通知書

株式会社薫製倶楽部  
代表取締役 森 雅昭 様

厚生労働大臣



令和8年3月20日付け（3月23日受付）の行政文書の開示請求（開第3283号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示とした行政文書の名称

令和6年の紅麹関連事案において、「プベルル酸」を原因物質として位置付け、公表するに至った意思決定過程に関する一切の行政文書。

具体的には、以下の文書を含むものとする。

- （1）「プベルル酸」という用語を使用することを決定した経緯および判断過程に関する文書
- （2）当該物質を原因物質と位置付けるにあたり、その科学的根拠を確認・検討した過程に関する文書
- （3）関係機関（大阪市保健所、国立医薬品食品衛生研究所等）との間で行われた協議、照会、報告、連絡等に関する記録（会議資料、議事録、メモ、電子メールを含む）
- （4）省庁連絡会議、有識者会議その他これに類する会議において当該物質が議論された際の資料および記録

#### 2 不開示とした理由

「令和6年の紅麹関連事案において、「プベルル酸」を原因物質として位置付け、公表」した事実はないことから、上記1の文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。

#### 3 担当課等

厚生労働省 健康・生活衛生局食品監視安全課

TEL：03-5253-1111（内線 4240）